

令和6年度婦人がん検診実施要領

1 目的

子宮がん及び乳がん等婦人がんの早期発見により、女性組合員の健康保持を図ることを目的とする。

2 実施主体

公立学校共済組合山形支部（以下「支部」）。

3 対象者

(1) 子宮がん検診：女性組合員全員

(2) 乳がん検診：①令和6年4月1日現在で**30歳以上**かつ偶数年齢の女性組合員全員

②令和6年4月1日現在**30歳以上**で奇数年齢の者のうち、令和5年度乳がん検診及び人間ドック（脳ドックを除く）をどちらも受診していない女性組合員のうち希望する者

※ 以下の者は受診対象外とする。

- ・過去の検診又は保険診療等の結果、婦人科系疾患の所見があり、保険証を使用し治療継続中の者（検診ではなく保険診療として受診することで、病状をカルテで管理してもらうため。）
- ・人間ドック（脳ドックを除く）受診が決定している者（ドック内容に婦人がん検診項目が含まれているため。ただし、一部検診実施機関については対象とする。詳細は裏面13(3)参照。）。
- ・任意継続組合員

4 実施期間 令和6年7月1日から令和6年11月30日まで

5 検診料

受診者本人の個人負担金は無料とし、全額支部が負担する。

ただし、検診項目以外の受診、実施期間外及び指定医療機関以外での受診については、全額受診者個人負担とする。

6 指定医療機関 別紙「令和6年度婦人がん検診指定医療機関一覧」のとおり

7 受診券

(1) 支部は3(2)②を除く対象者に受診券を発行し、所属所を通して対象者に配布する。

(2) 3(2)②の対象者については5月中旬頃に募集し、希望者に受診券を配布する。

8 受診方法

(1) 希望する指定医療機関に直接申し込みをすること。

予約の際は、「公立学校共済組合山形支部の婦人がん検診」であることを伝え、受診日時を予約する。

（医療機関ごとに予約方法が異なるため、各自事前に確認すること。）

(2) **検診当日は、受診券と組合員証を医療機関の窓口で提示のうえ受診する。**

9 検診内容

(1) 子宮がん検診：問診、視診、内診、頸部細胞診、体部細胞診（※1）

(2) 乳がん検診：問診、視診、触診、マンモグラフィ（乳房X線検査）（※2）

（※1）体部細胞診については、原則として最近6か月以内に不正出血を訴えた者で、①50歳以上の者②閉経以降の者③未妊娠であって月経不規則の者のいずれかに該当する者が対象となる。

（※2）視触診を行うことができない医療機関については、問診・マンモグラフィのみを行う。

10 検診結果の通知

検診実施医療機関は、検診結果を受診者本人に通知するほか、支部へ送付する。

なお、受診者は健診結果に再検査項目があった場合等、結果に応じて速やかに医療機関を受診すること。

11 留意事項

受診者の服務上の取扱いは、県及び市町村が定める「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」によるものとする。

12 個人情報の取扱いについて

事業の実施にあたっては、「公立学校共済組合個人情報保護規程」及び「公立学校共済組合山形支部で保有する個人情報の取扱いに関する細則」に基づき個人情報を取扱うものとする。

13 その他

(1) 人間ドック選考もれとなった場合は、婦人がん検診の受診券を発行する。

(2) 脳ドックに当選した女性組合員には、婦人がん検診の受診券を発行する。

(3) 婦人がん検診と人間ドック（脳ドックを除く。）は、原則重複して受診できない。

但し、庄内余目病院の二日間（通い）人間ドック及び三友堂病院の一泊二日・日帰り人間ドック（35歳以下）に当選した女性組合員については、重複受診を認めることとする。

※庄内余目病院の二日間（通い）ドックでは子宮がん検診・乳がん検診、三友堂病院の一泊二日・日帰り人間ドック（35歳以下）は乳がん検診を行うことができない。

そのため、上記人間ドックに当選した女性組合員には、子宮がん検診・乳がん検診の受診券を発行することとする。

※(1)(2)(3)の場合、「3 対象者」に該当する者にのみ発行する。